

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、平成30年3月16日付け京都市達都ま第37号、第38号及び第39号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項の規定に基づき、公示します。

平成30年3月16日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区横大路下三栖山殿1番地ハイム伏見B棟1008号

畠田 美代子

京都市山科区大宅坂ノ辻町41番地の105

畠田 征一郎

京都市伏見区横大路下三栖山殿1番地ハイム伏見B棟1008号

畠田 征次郎

2 空き家等の所在地

京都市北区大宮田尻町53番

3 管理不全状態の内容

当該空き家は、屋根の一部が崩落するとともに、道路に面した外壁が脱落しているため、倒壊や強風による飛散などにより周辺住民に危害を及ぼすおそれが高い状態にある。また、敷地に存する立木が繁茂し、道路、隣地に突出している。したがって、当該空き家は法第2条第2項に規定される「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」及び「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」の「特定空き家等」に該当すると認められること。

4 命令の内容

平成30年4月15日までに、上記2の空き家（基礎を除く。）の除却又はこれに相当する修繕を実施すること。

敷地に存する立木を伐採すること。

(都市計画局まち再生・創造推進室)